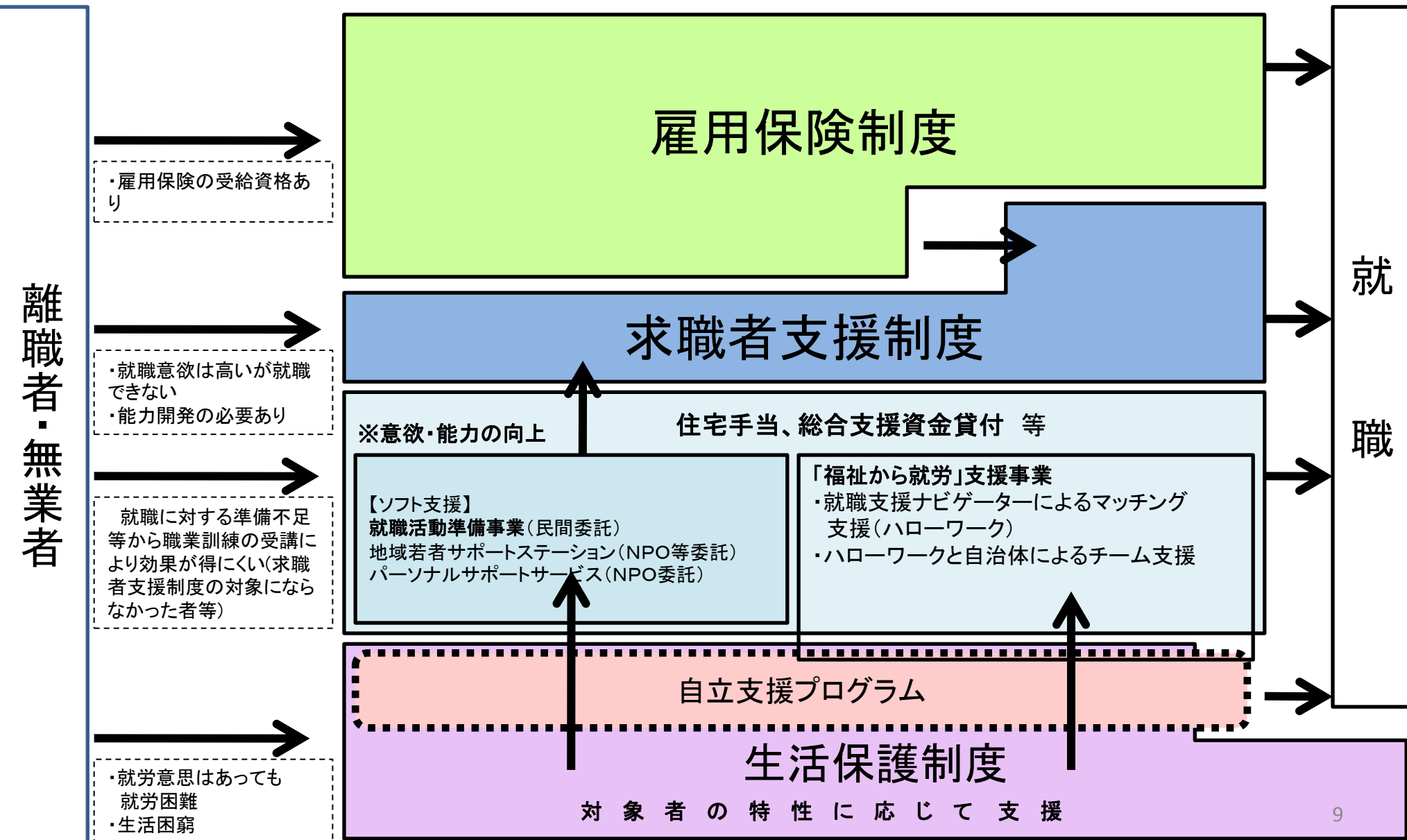


# 失業者等に対するセーフティネットについて



# 求職者支援制度の概要(案)

## 求職者支援制度の趣旨・目的

- 雇用保険(失業給付)を受給できない求職者に対するセーフティネットとして、求職者の早期の就職を支援する。

## 訓練

- 求職者の就職に資する新たな訓練を設ける。
- 新たな訓練の訓練コースは、成長分野や地域の求人ニーズを踏まえて設定。

## 給付

- ◎ 一定の要件に該当する場合、訓練受講期間中の訓練の受講を支援するための給付を支給する。
- (1) 給付要件
  - 対象者が公共職業安定所長の指示する訓練を受講する場合であって、以下の要件が確認できた場合に支給。
    - ・ 常態として職に就いていないこと
    - ・ 世帯に一定の収入がないこと
    - ・ 世帯の資産が一定の水準を超えないこと
    - ・ 訓練にすべて出席すること(正当な理由がある場合、8割以上)
- (2) 給付額
  - 1月当たり10万円。
  - このほか、訓練機関に通うための交通費(実費)を支給。
- (3) 給付期間
  - 循環的に受給することを防止するような仕組みを設ける(給付を受給できる日数は、2年まで)。
- (4) 融資
  - 給付受給者が給付に上乗せして融資が受けられる制度を設ける。
- (5) 適正な給付のための措置
  - 不正受給について、不正受給額の返還・納付などのペナルティを設ける。

## 訓練受講者に対する就職支援

- 訓練開始前、訓練期間中、訓練修了後と、一貫してハローワークが中心となり、訓練実施機関と緊密な連携を図りつつ、支援。
- ハローワークにおいて訓練受講者ごとに個別に支援計画を作成し、定期的な来所を求め支援(必要に応じ担当者制で支援を行う)。

## 財源その他

- 求職者支援制度は、雇用保険制度の附帯事業(就職支援法事業)として位置付ける。
- 負担は、国1/2、労使1/4ずつ(ただし、国庫負担については、雇用保険と同様の暫定措置が適用される)。
- 求職者支援制度の創設により恒久化される緊急人材育成支援事業の残額を活用し、実質的に労使負担を軽減。

# 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律について

特定求職者(雇用保険の失業等給付を受給できない求職者であって、職業訓練その他の就職支援を行う必要があると認める者)に対し、職業訓練の実施、職業訓練を受けることを容易にするための給付金の支給その他の就職に関する支援措置を講ずることにより、特定求職者の就職を促進し、もって、その職業及び生活の安定に資することを目的とする。

## 1. 職業訓練の認定

- ・ 厚生労働大臣は、特定求職者に対する職業訓練の実施に関し重要な事項を定めた計画(「職業訓練実施計画」)を策定。
- ・ 厚生労働大臣は、就職に必要な技能等を十分に有していない者の職業能力の開発及び向上を図るために効果的なものであること等の基準に適合する職業訓練を認定(「認定職業訓練」)。
- ・ 認定職業訓練を行う者に対して、これが円滑かつ効果的に行われるよう助成することができる。
- ・ 認定に関する業務は、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせる。

## 2. 職業訓練受講給付金の支給

- ・ 特定求職者が認定職業訓練等の受講を容易にするため、公共職業安定所長の指示を受けてこれを受講する場合に職業訓練受講給付金を支給することができる。
- ・ 支給に関し必要な基準は、厚生労働省令で定める。

## 3. 就職支援の実施

- ・ 公共職業安定所長は、就職支援計画を作成し、特定求職者に対して、その就職を容易にするため、職業指導・職業紹介や認定職業訓練の受講等就職支援の措置を受けることを指示。
- ・ 指示を受けた特定求職者は、その指示に従うとともに、速やかに就職できるように自ら努める。

## 4. その他

- ・ 認定職業訓練を行う者に対する助成及び職業訓練受講給付金の支給は、雇用保険法による新事業(就職支援法事業)として行う。
- ・ 立入検査、差押え・公課等の禁止、立入検査拒否等に対する罰則等の規定を設ける。

## 1 新卒者、既卒者の就職支援

110億円

平成22年度に「経済危機対応・地域活性化予備費」及び補正予算により倍増した学卒ジョブサポーターを引き続き配置し、以下の支援を実施

### 学卒ジョブサポーターの活用等

102億円

#### ◎ 高校・大学等と一体となった就職支援、中小企業とのマッチングの推進

平成22年度に「経済危機対応・地域活性化予備費」及び補正予算により倍増した学卒ジョブサポーターを引き続きハローワークに配置し、求人の確保等就職面接会の開催への協力や大学主催の企業説明会等への出張による就職活動の相談等を実施する。【拡充】

#### ◎ 保護者等も含めた在学中からの就職に向けた支援

学校との連携の下、保護者等も含めた在学中からの働く意義や職業生活についての講習、地元企業を活用した高校内企業説明会、関係者への積極的な情報発信等を実施する。【拡充】

### 新卒者就職応援本部・新卒応援ハローワークの活用等

8.2億円

#### ○ 新卒者就職応援本部・新卒応援ハローワークの活用等

地域の実情を踏まえた効果的な就職支援を実施するため、ハローワーク、地方公共団体、労働界、産業界、学校等の関係者を構成員とする「新卒者就職応援本部」の活用を図り、地域の関係機関等の連携による新卒者・既卒者の就職支援を実施する。

また、新卒者・既卒者専門の「新卒応援ハローワーク」の周知を進め、一層の活用促進を図り、新卒者・既卒者の就職を支援する。

- 新卒者就職実現プロジェクト 【予備費120億円、補正予算495億円】  
卒業後3年以内の既卒者の就職を促進するため、「経済危機対応・地域活性化予備費」において「3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金」・「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金（「新卒者就職実現プロジェクト」）を創設し、補正予算において積み増しし、平成23年度末まで延長する。
- また、補正予算において「既卒者育成支援奨励金」を創設し、長期の育成支援が必要な者への支援を行う。

【奨励金の具体的内容】

- ・ 3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金：正規雇用から6か月後に100万円
- ・ 3年以内既卒者トライアル雇用奨励金：有期雇用（原則3か月）1人月10万円、正規雇用から3か月後に50万円
- ・ 既卒者育成支援奨励金：有期雇用（原則6か月）1人月10万円、そのうちoff-JT期間（3か月）は各月5万円を上限に実費を上乗せ、正規雇用から3か月後に50万円

## 2 フリーター等の正規雇用化の推進

203億円

- (1) ハローワークにおけるフリーター等の正規雇用化支援
- ◎ 正規雇用で就職を希望するフリーター等に対して、担当者制による職業相談・職業紹介から職場定着までの一貫した支援を徹底する。【拡充】
- (2) ジョブカフェにおけるきめ細かな就職支援の実施
- (3) トライアル雇用制度等の助成制度の活用による就職支援
- 若年者等トライアル雇用（1人月4万円、最大3ヶ月）を活用し、若年者等（40歳未満）の正規雇用への移行を図る。
  - 年長フリーター等を正規雇用で採用する事業主等に対して、若年者等正規雇用化特別奨励金を支給（中小企業1人100万円、大企業1人50万円）により、フリーター等の正規雇用化に向けた一層の取組の推進を図る。

### 3 ニート等の若者の職業的自立支援の強化

20億円

#### 「地域若者のサポートステーション」事業の拡充

20億円

- ◎ 地域若者サポートステーション事業について、NPO等を活用し、その設置拠点を拡充（100か所→110か所）するとともに、アウトリーチ（訪問支援）による支援窓口への誘導體制を整備し、ニート等の縮減を図る。【拡充】

◎＝新規、拡充施策 ○＝継続施策



# 平成23年度予算における主な非正規労働者関連対策の概要

非正規労働者の失業予防、処遇改善、正社員化、生活・早期再就職支援、非正規雇用への流入予防等、非正規労働者の生活・雇用の安定等に資する事項について、効果が期待できる事項を抜粋(必ずしも非正規労働者のみを対象とする施策に限らない)。

平成23年度予算額: 2,158億円(1,255億円)

## I ハローワークを拠点とした積極的就労・生活支援(ポジティブ・ウェルフェアの推進)

993億円(250億円)

- 1 就職を支援するセーフティネットの強化
  - (1) 求職者支援制度の創設と担当者制による就職促進
  - (2) 実習型雇用を通じた就職支援(緊急就職支援事業)
  - (3) 民間を活用した就職活動の促進(就職活動準備事業による個別カウンセリング等)
  - (4) 介護・福祉、医療等における雇用創出
- 2 自治体等と連携した就労・生活支援等
  - (1) 自治体とハローワークの協定に基づく就労・生活支援
  - (2) パーソナル・サポート・モデルプロジェクトの実施
  - (3) ハローワークにおける住居確保に関する支援
  - (4) メンタルヘルス相談機能、多重債務相談機能等の強化
  - (5) 地域生活福祉・就労支援協議会におけるワンストップサービスの推進
  - (6) 非正規労働者へのワンストップによる就労支援

## II 非正規労働者の多様な形態による正社員化の推進

194億円(81億円)

- 1 在職中の非正規労働者の均衡待遇・正社員化の推進(「均衡待遇・正社員化推進奨励金」等)
- 2 失業者の正社員就職支援(正社員求人確保の積極的な実施)
- 3 有期契約労働者の労働条件に関する施策の在り方の検討
- 4 労働者派遣法の改正による均衡待遇の推進、派遣労働者雇用安定化特別奨励金による派遣労働者の直接雇用の促進等
- 5 非正規労働者の労働条件の確保等

## III キャリア形成支援の推進

423億円(444億円)

- 1 ジョブ・カード制度の推進
- 2 学校教育段階からのキャリア形成支援の推進
- 3 介護・福祉、医療等の分野における職業訓練の推進等

## IV 安心して働くことのできる環境整備

93億円(37億円)

- 1 最低賃金引上げに向けた中小企業への支援、遵守の徹底
- 2 労働関係法令の履行確保等(個別労働紛争の解決促進等)

## V 暮らしの安心確保

【平成22年度補正予算による措置】

- 1 貧困・困窮者の「絆」再生事業の実施
- 2 生活福祉資金貸付の事業の実施に必要な体制整備
- 3 「『住まい対策』の拡充」の延長

## VI 対象者別の支援

517億円(457億円)

- 1 若者の就職促進、自立支援対策(新規学卒者・未就職卒業者の就職支援、フリーター等の正規雇用化の推進、ニート等の若年者の職業的自立支援の強化、学校教育段階からの支援)
- 2 女性の就業希望の実現(マザーズハローワーク事業の拡充)
- 3 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進
- 4 外国人労働者問題等への適切な対応(相談体制の整備、労働条件確保等のための的確な指導監督等)